

照条文 目次

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）（附則第十八条関係）	1
○ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）（附則第十九条関係）	3
○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第二十条関係）	4
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第二十一条関係）	5
○ 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）（抄）（附則第二十二条関係）	8
○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）（抄）（附則第二十四条関係）	27
○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第二十五条関係）	28
○ 所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）（抄）（附則第二十六条関係）	29
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第二十七条関係）	31
○ 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（附則第二十八条関係）	34

改 正 案	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	法律	事務	(略)	(略)	租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律（令和八年法律第 一 第三章の規定により市町村が処理することとされている事務 二 附則第八条（附則第十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第九条後段の規定により都道府県が処理することとされている事務
現 行	別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。	法律	事務	(略)	(略)	(新設) (新設)

改 正 案	現 行
（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費） 第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。 一〇三十五 （略） 三十六 就業者負担軽減支援金の支給に要する経費	（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務でない事務に要する経費） 第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に係る事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。 一〇三十五 （略） （新設）

○ 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則第二十条関係）
（傍線部分は改正部分）

※ 「現行」は、地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）第一条による改正後のもの

改正案	現行
第七百四十七条の五 他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知及び国税関係通知のうち地方税関係法令又は国税関係法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの以外のもので総務省令で定めるもの並びに税理士法第五十六条及び租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律（令和八年法律第<u>号</u>）第二十八条第三項の規定に基づき行政機関の長が他の行政機関の長に対して行う第七百六十二条第一号ロに規定する通知（次項及び第七百四十七条の十三において「特定書面等以外行政機関宛通知」という。）については、地方税関係法令、国税関係法令、税理士法第五十六条及び租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律第二十八<u>条第三項</u>の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行うことができる。 2 （略）	第七百四十七条の五 他の行政機関の長に対して行う地方税関係通知及び国税関係通知のうち地方税関係法令又は国税関係法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもの以外のもので総務省令で定めるもの並びに税理士法第五十六条の規定に基づき行政機関の長が他の行政機関の長に対して行う第七百六十二条第一号ロに規定する通知（次項及び第七百四十七条の十三において「特定書面等以外行政機関宛通知」という。）については、地方税関係法令、国税関係法令及び同法第五十六条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行うことができる。 2 （略）

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案					現 行				
別表第二（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係）					別表第二（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係）				
提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務	一〇一の九（略）	一の十 市町村長	一の十一〇一の十四（略）	提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事務	一〇一の九（略）	（新設）	一の十一〇一の十三（略）
		（略）	租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律（令和八年法律第 号）による同法第十三条第一項の就業者負担軽減支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	（略）			（略）	（新設）	（略）

二〇十一 (略)	(略)
-------------	-----

別表第四(第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係)

一〇十一 (略)	提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	(略)	事務
一〇十 市町村長	租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律による同法第十三条第一項の就業者負担軽減支援金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの	(略)	

二〇十一 (略)	(略)
-------------	-----

別表第四(第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係)

一〇十一 (略)	提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	(略)	事務
(新設)	(新設)	(略)	

二 十 略	略
略	

二 十 略	略
略	

改 正 案	現 行
（趣旨） 第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の所得割の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（次条第二項第一号及び第三条において「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること、地方消費税の収入が租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律（令和八年法律第 号）第二条の規定による消費税の税率の特例（同項第二号及び第三条の二第一項において「飲食料品消費税率特例」という。）により減少すること、軽油引取税の収入が地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による軽油引取税の当分の間税率（同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十二条の二の八の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいう。）の廃止（次条第二項第三号並びに第三条の三第一項及び第二項において「軽油引取税当分の間税率の廃止」という。）により減少すること、自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による軽自動車税の環境性能割（同法第一条の規定による改正前の地方税法第百	（趣旨） 第一条 この法律は、個人の道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）の所得割及び個人の市町村民税（区民税を含む。以下同じ。）の所得割の収入が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第五条の四（同法附則第四十五条の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定による控除（次条第二項第一号及び第三条において「住宅借入金等特別税額控除」という。）を行うことにより減少すること、軽油引取税の収入が地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）の施行による軽油引取税の当分の間税率（同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十二条の二の八の規定に基づく軽油引取税の税率の特例による当分の間の税率をいう。）の廃止（同項第二号並びに第三条の二第一項及び第二項において「軽油引取税当分の間税率の廃止」という。）により減少すること、自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による自動車税の環境性能割（同法第一条の規定による改正前の地方税法第百四十五条第一号に規定する自動車税の環境性能割をいう。）の廃止（次条第二項第三号並びに第三条の三第一項及び第二項において「自動車税環境性能割の廃止」という。）により減少すること、軽自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による軽自動車税の環境性能割（同法第一条の規定による改正前の地方税法第四百

四十五条第一号に規定する自動車税の環境性能割をいう。の廃止（次条第二項第四号並びに第三条の四第一項及び第二項において「自動車税環境性能割の廃止」という。）により減少すること、軽自動車税の収入が地方税法等の一部を改正する法律の施行による軽自動車税の環境性能割（同法第一条の規定による改正前の地方税法第四百四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能割をいう。）の廃止（次条第二項第五号及び第三条の五において「軽自動車税環境性能割の廃止」という。）により減少すること並びに地方揮発油譲与税の収入が租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）の施行による地方揮発油税の当分の間税率（同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の八の規定に基づく地方揮発油税の税率の特例による当分の間の税率をいう。）の廃止（同項第六号及び第三条の六において「地方揮発油税当分の間税率の廃止」という。）により減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 （略）

2 地方特例交付金の種類は、次に掲げるものとする。

一 （略）

二 地方消費税減収補填特例交付金（飲食料品消費税税率特例による地

四十二条第一号に規定する軽自動車税の環境性能割をいう。の廃止（次条第二項第四号及び第三条の四において「軽自動車税環境性能割の廃止」という。）により減少すること並びに地方揮発油譲与税の収入が租税特別措置法及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十一号）の施行による地方揮発油税の当分の間税率（同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十八条の八の規定に基づく地方揮発油税の税率の特例による当分の間の税率をいう。）の廃止（同項第五号及び第三条の五において「地方揮発油税当分の間税率の廃止」という。）により減少することに伴う地方公共団体の財政状況に鑑み、その財政の健全な運営に資するため、当分の間の措置として、地方特例交付金の交付その他の必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

（地方特例交付金の交付）

第二条 （略）

2 地方特例交付金の種類は、次に掲げるものとする。

一 （略）

（新設）

方消費税の減収額を埋めるために令和九年度から令和十一年度までの各年度において交付する交付金をいう。以下同じ。）

三〽六（略）

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次に掲げる額の合算額とする。

一（略）

二 第三条の二第一項に規定する地方消費税減収補填特例交付金総額

三 第三条の三第一項に規定する軽油引取税減収補填特例交付金総額

四 第三条の四第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額

五 第三条の五第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額

六 第三条の六第一項に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金

総額

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において交付すべき次に掲げる額の合算額とする。

一（略）

二 第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき地方消費税減収補填特例交付金の額

三 第三条の三第二項又は第三項の規定により交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額

四 第三条の四第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額

五 第三条の五第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例

二〽五（略）

3 毎年度分として交付すべき地方特例交付金の総額は、当該年度における次に掲げる額の合算額とする。

一（略）

（新設）

二 第三条の二第一項に規定する軽油引取税減収補填特例交付金総額

三 第三条の三第一項に規定する自動車税減収補填特例交付金総額

四 第三条の四第一項に規定する軽自動車税減収補填特例交付金総額

五 第三条の五第一項に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金

総額

4 毎年度分として各都道府県又は各市町村に対して交付すべき地方特例交付金の額は、当該年度において交付すべき次に掲げる額の合算額とする。

一（略）

（新設）

二 第三条の二第二項又は第三項の規定により交付すべき軽油引取税減収補填特例交付金の額

三 第三条の三第二項又は第三項の規定により交付すべき自動車税減収補填特例交付金の額

四 第三条の四第二項の規定により交付すべき軽自動車税減収補填特例

交付金の額

六 第三条の六第二項の規定により交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額

(地方消費税減収補填特例交付金の額)

第三条の二 令和九年度から令和十一年度までの各年度分として交付すべき地方消費税減収補填特例交付金の総額は、各都道府県における当該年度の地方消費税の飲食料品消費税率特例による減収見込額の合計額から徴収取扱費仮算定額（飲食料品消費税率特例がなかったとした場合に生じていたと見込まれる当該年度の地方消費税の収入に係る地方税法第七十二条の百十三第一項の徴収取扱費及び同法附則第九条の十四第一項の徴収取扱費の合計額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額をいう。次項第二号において同じ。）を控除した額に相当する額として予算で定める額（同項各号において「地方消費税減収補填特例交付金総額」という。）とする。

2 令和九年度から令和十一年度までの各年度分として各都道府県に対して交付すべき地方消費税減収補填特例交付金の額は、当該都道府県に係る次に掲げる額の合計額から次項の規定により算定した当該都道府県の区域内の各市町村に対して交付すべき地方消費税減収補填特例交付金の額の合計額を控除した額とする。

一 地方消費税減収補填特例交付金総額から次号に規定する第二号総額を控除した額を、総務省令で定めるところにより、地方税法第七十二条の百十四第四項（同法第一条第二項において準用する場合を含む）

交付金の額

五 第三条の五第二項の規定により交付すべき地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額

(新設)

（）に規定する各道府県ごとの消費に相当する額（同号において「各都道府県消費相当額」という。）により按分した額

- 二 第二号総額（地方消費税減収補填特例交付金総額に徴収取扱費仮算定額を加算した額の二十二分の十二に相当する額をいう。）を、総務省令で定めるところにより、各都道府県消費相当額により按分した額
令和九年度から令和十一年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき地方消費税減収補填特例交付金の額は、当該市町村に係る次に掲げる額の合計額とする。

- 一 当該市町村を包括する都道府県に係る前項第一号に掲げる額の二分の一に相当する額について、その二分の一の額を総務省令で定めるところにより当該都道府県内の各市町村の人口（地方税法第七十二条の百十五第一項の人口をいう。次号において同じ。）により、他の二分の一の額を総務省令で定めるところにより当該都道府県内の各市町村の従業者数（同条第一項の従業者数をいう。）により、それぞれ按分した額

- 二 当該市町村を包括する都道府県に係る前項第二号に掲げる額の二分の一に相当する額を、総務省令で定めるところにより、当該都道府県内の各市町村の人口により按分した額

（軽油引取税減収補填特例交付金の額）

第三条の三 （略）

（自動車税減収補填特例交付金の額）

（軽油引取税減収補填特例交付金の額）

第三条の二 （略）

（自動車税減収補填特例交付金の額）

第三条の四 (略)

(軽自動車税減収補填特例交付金の額)

第三条の五 (略)

(地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額)

第三条の六 (略)

(地方特例交付金の交付時期)

第五条 (略)

2 令和九年度から令和十一年度までの各年度における前項の規定の適用については、同項の表四月の項中「個人住民税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額」とあるのは、令和九年度にあつては「個人住民税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条第三項の表の中欄に掲げる収入の項目のうち地方消費税及び地方消費税交付金に係る令和八年度の同表の基準税額等を参酌して総務省令で定めるところにより算定した額」と、令和十年度及び令和十一年度にあつては「個人住民税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じて得た額の二分の一に相当する額、前年度の当該地方公共団体に対する地方消費税減収補填特例交付金の額に当該年度の第三条の二第一項に規定する地方消費税減収補填特例交付金総額の前年度の同項に規定する地方消費税減収補填特例交付金総額に対する割合を乗じ

第三条の三 (略)

(軽自動車税減収補填特例交付金の額)

第三条の四 (略)

(地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額)

第三条の五 (略)

(地方特例交付金の交付時期)

第五条 (略)

(新設)

て得た額の二分の一に相当する額」とする。

3| 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前二項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

4| 地方公共団体が前三項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

5| 第一項及び第二項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(地方消費税減収補填特例交付金の使途)

第七条の三 都道府県は、交付を受けた地方消費税減収補填特例交付金の額のうち第三条の二第二項第二号に掲げる額から当該都道府県の区域内の各市町村に係る同条第三項第二号に掲げる額の合計額を控除した額に相当する額(第三項において「都道府県特定使途充当額」という。)を、消費税法(昭和六十三年法律第百八号)第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策を

2| 当該年度の国の予算の成立しないことその他の事由により、前項の規定により難い場合における地方特例交付金の交付時期及び交付時期ごとに交付すべき額については、国の暫定予算の額及びその成立の状況、前年度の地方特例交付金の額等を参酌して、総務省令で定めるところにより、特例を設けることができる。

3| 地方公共団体が前二項の規定により各交付時期に交付を受けた地方特例交付金の額が当該年度分として交付を受けるべき地方特例交付金の額を超える場合には、当該地方公共団体は、その超過額を遅滞なく、国に還付しなければならない。

4| 第一項の場合において、四月一日以前一年内及び四月二日から当該年度の地方特例交付金の四月に交付すべき額が交付されるまでの間に地方公共団体の廃置分合又は境界変更があつた場合における前年度の関係地方公共団体の地方特例交付金の額の算定方法は、総務省令で定める。

(新設)

いう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。

- 2 市町村は、交付を受けた地方消費税減収補填特例交付金の額のうち第三條の二第三項第二号に掲げる額に相当する額（次項において「市町村特定使途充当額」という。）を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

- 3 総務大臣は、第四條第二項の規定により地方消費税減収補填特例交付金に係る通知をする場合には、当該地方消費税減収補填特例交付金の額に係る都道府県特定使途充当額又は市町村特定使途充当額を示さなければならぬ。

（基準財政収入額の算定方法の特例）

第八條 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

特別法人事業譲与税	
地方特例交付金等の地方財政の特 別措置に関する法律（平成十一年 法律第十七号）第二条第二項第一 号に規定する個人住民税減収補填 特例交付金（以下この項において 「個人住民税減収補填特例交付金	

いう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。

- 2 市町村は、交付を受けた地方消費税減収補填特例交付金の額のうち第三條の二第三項第二号に掲げる額に相当する額（次項において「市町村特定使途充当額」という。）を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

- 3 総務大臣は、第四條第二項の規定により地方消費税減収補填特例交付金に係る通知をする場合には、当該地方消費税減収補填特例交付金の額に係る都道府県特定使途充当額又は市町村特定使途充当額を示さなければならぬ。

（基準財政収入額の算定方法の特例）

第八條 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四條第一項の規定の適用については、当分の間、同項の規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

特別法人事業譲与税	
地方特例交付金等の地方財政の特 別措置に関する法律（平成十一年 法律第十七号）第二条第二項第一 号に規定する個人住民税減収補填 特例交付金（以下この項において 「個人住民税減収補填特例交付金	

当該市町村の地方揮発油譲与税	「という。」の額の百分の七十五の額、当該道府県の特例第二項第三号に規定する軽油引取税減収補填特例交付金（以下この項において「軽油引取税減収補填特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特例第二項第四号に規定する自動車税減収補填特例交付金（以下この項において「自動車税減収補填特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特例第二項第六号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（以下この項において「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金」という。）の額、当該道府県の特例法人事業譲与税
当該市町村の個人住民税減収補填額、当該市町村の自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五	当該市町村の個人住民税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該道府県の特例第二項第三号に規定する軽油引取税減収補填特例交付金（以下この項において「軽油引取税減収補填特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特例第二項第四号に規定する自動車税減収補填特例交付金（以下この項において「自動車税減収補填特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特例第二項第六号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（以下この項において「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金」という。）の額、当該道府県の特例法人事業譲与税

	の額、当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第五号に規定する軽自動車税減収補填特例交付金（以下この項において「軽自動車税減収補填特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額、当該市町村の地方揮発油譲与税
(略)	(略)

2 | 令和九年度から令和十一年度までの各年度において各地方公共団体に
 対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定
 する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については
 、前項の規定にかかわらず、同条第一項の規定中次の表の上欄に掲げる
 字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

特別法人事業譲与税	地方特例交付金等の地方財政の特 別措置に関する法律（平成十一年 法律第十七号）第二条第二項第一 号に規定する個人住民税減収補填
-----------	---

(略)	の額、当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補填特例交付金（以下この項において「軽自動車税減収補填特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額、当該市町村の地方揮発油譲与税
(略)	(略)

(新設)

特例交付金（以下この項において「個人住民税減収補填特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県と同条第二項第二号に規定する地方消費税減収補填特例交付金（以下この項において「地方消費税減収補填特例交付金」という。）の額から当該道府県の同法第七条の三第一項に規定する都道府県特定使途充当額（以下この項において「都道府県特定使途充当額」という。）を控除した額の百分の七十五の額及び当該道府県の都道府県特定使途充当額、当該道府県の同法第二条第二項第三号に規定する軽油引取税減収補填特例交付金（以下この項において「軽油引取税減収補填特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県と同条第二項第四号に規定する自動車税減収補填特例交付金（以下この項において「自動車税減収補填特例交付

	当該市町村の地方揮発油譲与税
金」という。）の額の百分の七十五の額、当該道府県の特条第二項第六号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（以下この項において「地方揮発油譲与税減収補填特例交付金」という。）の額、当該道府県の特別法人事業譲与税	当該市町村の個人住民税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該市町村の地方消費税減収補填特例交付金の額から当該市町村の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第七条の三第二項に規定する市町村特定使途充当額（以下この項において「市町村特定使途充当額」という。）を控除した額の百分の七十五の額及び当該市町村の市町村特定使途充当額、当該市町村の自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該市町村の同法第

	当該指定市の地方揮発油譲与税
二条第二項第五号に規定する軽自動車税減収補填特例交付金（以下この項において「軽自動車税減収補填特例交付金」という。）の額の百分の七十五の額、当該市町村の地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額、当該市町村の地方揮発油譲与税	当該指定市の個人住民税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の地方消費税減収補填特例交付金の額から当該指定市の市町村特定使途充当額を控除した額の百分の七十五の額及び当該指定市の市町村特定使途充当額、当該指定市の軽油引取税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の軽自動車税減収補填特例交付金の額の百分の七十五の額、当該指定市の地方揮

	発油譲与税減収補填特例交付金の額、当該指定市の地方揮発油譲与税
3 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中	2 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中
「 十一 市町村たばこ 税都道府県交付金 十一の二 地方特例 交付金」	「 十一 市町村たばこ 税都道府県交付金 十一の二 地方特例 交付金」
1 個人住民税減 収補填特例交付 金	1 個人住民税減 収補填特例交付 金
2 軽油引取税減 収補填特例交付	2 軽油引取税減 収補填特例交付
当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この表において「特例交付金法」という。）第三条第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第一号に規定する個人住民税減収補填特例交付金の額 当該年度について特例交付金法第三条の三第二項の規定により算定した特例交付	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この表において「特例交付金法」という。）第三条第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第一号に規定する個人住民税減収補填特例交付金の額 当該年度について特例交付金法第三条の二第二項の規定により算定した特例交付

金	3	自動車税減収 補填特例交付金	金法第二條第二項第三号に規定する軽油 引取税減収補填特例交付金の額 当該年度について特例交付金法第三條の 四第二項の規定により算定した特例交付 金法第二條第二項第四号に規定する自動 車税減収補填特例交付金の額
	4	地方揮発油譲 与税減収補填特 例交付金	当該年度について特例交付金法第三條の 六第二項の規定により算定した特例交付 金法第二條第二項第六号に規定する地方 揮発油譲与税減収補填特例交付金の額
と、同表市町村の項中			
とあるのは	「十四	軽油引取税交 付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額
	「十四	軽油引取税交 付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額
とあるのは			
金	1	個人住民税減 収補填特例交付 金	当該年度について特例交付金法第三條第 二項の規定により算定した特例交付金法 第二條第二項第一号に規定する個人住民 税減収補填特例交付金の額
	2	軽油引取税減	当該年度について特例交付金法第三條の
と、同表市町村の項中			
金	3	自動車税減収 補填特例交付金	金法第二條第二項第二号に規定する軽油 引取税減収補填特例交付金の額 当該年度について特例交付金法第三條の 三第二項の規定により算定した特例交付 金法第二條第二項第三号に規定する自動 車税減収補填特例交付金の額
	4	地方揮発油譲 与税減収補填特 例交付金	当該年度について特例交付金法第三條の 五第二項の規定により算定した特例交付 金法第二條第二項第五号に規定する地方 揮発油譲与税減収補填特例交付金の額
と、同表市町村の項中			
とあるのは	「十四	軽油引取税交 付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額
	「十四	軽油引取税交 付金	前年度の軽油引取税交付金の交付額
とあるのは			
金	1	個人住民税減 収補填特例交付 金	当該年度について特例交付金法第三條第 二項の規定により算定した特例交付金法 第二條第二項第一号に規定する個人住民 税減収補填特例交付金の額
	2	軽油引取税減	当該年度について特例交付金法第三條の

収補填特例交付金	第三項の規定により算定した特例交付金 金法第二条第二項第三号に規定する軽油引取税減収補填特例交付金の額
3 自動車税減収補填特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の四第三項の規定により算定した特例交付金 金法第二条第二項第四号に規定する自動車税減収補填特例交付金の額
4 軽自動車税減収補填特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の五第二項の規定により算定した特例交付金 金法第二条第二項第五号に規定する軽自動車税減収補填特例交付金の額
5 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の六第二項の規定により算定した特例交付金 金法第二条第二項第六号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額

とする。

4 令和九年度から令和十一年度までの各年度において各地方公共団体に

対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第三項の表道府県の項中

「十一 市町村たばこ税都道府県交付金」
当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

とあるのは

収補填特例交付金	第二項の規定により算定した特例交付金 金法第二条第二項第二号に規定する軽油引取税減収補填特例交付金の額
3 自動車税減収補填特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の三第三項の規定により算定した特例交付金 金法第二条第二項第三号に規定する自動車税減収補填特例交付金の額
4 軽自動車税減収補填特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の四第二項の規定により算定した特例交付金 金法第二条第二項第四号に規定する軽自動車税減収補填特例交付金の額
5 地方揮発油譲与税減収補填特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の五第二項の規定により算定した特例交付金 金法第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金の額

とする。

(新設)

十一 市町村たばこ 税都道府県交付金 十一の二 地方特例 交付金	当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等
1 個人住民税減 収補填特例交付 金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号。以下この表において「特例交付金法」という。）第三条第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第一号に規定する個人住民税減収補填特例交付金の額
2 地方消費税減 収補填特例交付 金	当該年度について特例交付金法第三条の二第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第二号に規定する地方消費税減収補填特例交付金の額
3 軽油引取税減 収補填特例交付 金	当該年度について特例交付金法第三条の三第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第三号に規定する軽油引取税減収補填特例交付金の額
4 自動車税減収 補填特例交付金	当該年度について特例交付金法第三条の四第二項の規定により算定した特例交付金法第二条第二項第四号に規定する自動車税減収補填特例交付金の額

とする。

4 自動車税減収 補填特例交付金	5 軽自動車税減 収補填特例交付 金	6 地方揮発油譲 与税減収補填特 例交付金
引取税減収補填特例交付金の額 当該年度について特例交付金法第三条の 四第三項の規定により算定した特例交付 金法第二条第二項第四号に規定する自動 車税減収補填特例交付金の額	当該年度について特例交付金法第三条の 五第二項の規定により算定した特例交付 金法第二条第二項第五号に規定する軽自 動車税減収補填特例交付金の額	当該年度について特例交付金法第三条の 六第二項の規定により算定した特例交付 金法第二条第二項第六号に規定する地方 揮発油譲与税減収補填特例交付金の額

ー

○ 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）（抄）（附則第二十四条関係）（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第七条の二（略） 2 前項の式において「当該市又は町の標準負担額」とは、当該市又は町の当該年度の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第六号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の二に相当する額をいう。 3 3 6（略）	第七条の二（略） 2 前項の式において「当該市又は町の標準負担額」とは、当該市又は町の当該年度の地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十条の規定により算定した普通交付税の額、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額からその算定の基礎となつた地方揮発油譲与税減収補填特例交付金（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二条第二項第五号に規定する地方揮発油譲与税減収補填特例交付金をいう。以下この項において同じ。）、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに当該地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、地方揮発油譲与税、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金の収入見込額の合算額の百分の二に相当する額をいう。 3 3 6（略）

○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（抄）（附則第二十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		別表（第九条関係）	
百三十八 市町村長		一〇百三十七（略）	（略）
主務省令で定めるもの		租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律（令和八年法律第 号）による就業者負担軽減支援金の支給に関する事務であつて	
（新設）		別表（第九条関係）	
（新設）		一〇百三十七（略）	（略）

改 正 案	現 行
附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一〇八 （略） 九 次に掲げる規定 令和十年四月一日 イ 第三条の規定（同条中消費税法別表第二第十一号ロの改正規定を除く。）並びに附則第十七条から第十九条まで、第二十条第一項及び第九十八条の二の規定 ロ ホ （略） 十 十九 （略） （租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律の一部改正） 第九十八条の二 租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律（令和八年法律第 号）の一部を次のように改正する。 第四条中「もの」とあるのは「もの」を「及び第七条第一項」とある	附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一〇八 （略） 九 次に掲げる規定 令和十年四月一日 イ 第三条の規定（同条中消費税法別表第二第十一号ロの改正規定を除く。）並びに附則第十七条から第十九条まで及び第二十条第一項の規定 ロ ホ （略） 十 十九 （略） （新設）

のは「第七条第一項」と、「を除く。」に」とあるのは「」に、「と、「の合計額を」とあるのは「」を「を除く。」に」と、「を除く。」の」とあるのは「及び」に、「」の合計額を」を「」の」に、「第七条第一項」を「特定少額資産の譲渡に該当するもの及び第七条第一項」に、「消費税額の」を「消費税額（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）の」に改める。

第七条第二項中「所得税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第十二号）附則第九十条第二項の規定により読み替えて適用する」を削り、「もの」とあるのは「もの」を「及び同法第七条第一項」とあるのは「、同法第七条第一項」と、「を除く。」に」とあるのは「」に、「と、「の合計額を」とあるのは「」を「を除く。」に」と、「を除く。」の」とあるのは「及び」に、「」の合計額を」を「」の」に、「同法」を「特定少額資産の譲渡に該当するもの及び同法」に、「消費税額の」を「消費税額（特定少額資産の譲渡に係るものを除く。）の」に改める。

○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則第二十七条関係）
 ※ 「現行」は、防災庁設置法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和八年法律第六十二号）第四十一条による改正後のもの（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（所掌事務） 第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 一〇三十七（略） 三十八 就業者負担軽減支援金（租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律（令和八年法律第 号）の規定による就業者負担軽減支援金をいう。第三項第二十七号の八において同じ。）の支給による中低所得の就業者の租税及び社会保険料による負担の軽減のための基本的な政策に関する事項 2（略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇二十七の七（略） 二十七の八 就業者負担軽減支援金の支給に関すること。 二十八〇六十三（略）	（所掌事務） 第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。 一〇三十七（略） （新設） 2（略） 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇二十七の七（略） （新設） 二十八〇六十三（略）

(設置)

第四十条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、総合海洋政策推進事務局、租税・社会保険料負担に関する総合調整本部及び金融危機対応会議を置く。

2・3 (略)

(租税・社会保険料負担に関する総合調整本部)

第四十一条の三 租税・社会保険料負担に関する総合調整本部（以下この条において「本部」という。）は、第四条第一項第三十八号及び第三項第二十七号の八に掲げる事務をつかさどる。

2 本部の長は、租税・社会保険料負担に関する総合調整本部長（以下この条において「本部長」という。）とし、第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて第四条第一項第三十八号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。ただし、当該特命担当大臣が置かれていないときは、内閣官房長官をもって充てる。

3 本部長は、本部の事務を統括する。

4 本部長は、本部の所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求め、又は意見を述べることができる。

5 本府に、租税・社会保険料負担に関する総合調整副本部長を置く。

(設置)

第四十条 本府に、地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、科学技術・イノベーション推進事務局、健康・医療戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局、北方対策本部、総合海洋政策推進事務局及び金融危機対応会議を置く。

2・3 (略)

(新設)

6	租税・社会保険料負担に関する総合調整副本部長は、副本部長の職務を助ける。
7	本部に、所要の職員を置く。
8	第二項から前項までに定めるもののほか、本部の組織に関し必要な事項は、政令で定める。

改 正 案	現 行
附 則 （所掌事務の特例） 第二条 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） 三 支給円滑化特別交付金に関すること。 四〇七 （略） 2 （略） （地方財政審議会の所掌事務の特例） 第四条 地方財政審議会は、第九条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号）、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）、租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律（令和八年法律第 号）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）（附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平	附 則 （所掌事務の特例） 第二条 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。 一・二 （略） （新設） 三〇六 （略） 2 （略） （地方財政審議会の所掌事務の特例） 第四条 地方財政審議会は、第九条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）、当せん金付証票法（昭和二十三年法律第四百四十四号）、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）（附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。この場合においては、第九条第二項及び第三項の規定を準用する。

成二十年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を 処理する。この場合においては、第九条第二項及び第三項の規定を準用 する。 2・3 （略）	2・3 （略）
--	-----------------------------